

平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人と  
その保護者様

岐阜市保健所

## 日本脳炎第2期予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種の積極的な勧奨が差し控えられていた間（平成17年5月30日～平成22年3月31日）に接種できなかった方への特例として、**20歳になるまでの間、日本脳炎予防接種を無料で受けることができます**。まだ、接種を受けていない場合は、この機会に接種してください。

※本状と行き違いで、すでに接種されている場合はご容赦ください。

再接種の必要はありませんので、**今回改めて第2期を接種しないよう、お気をつけください。**

### 1 対象者

平成16年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人  
ただし、以下の条件を全て満たす必要があります。

- ①接種時に、岐阜市に「住民登録」をしている（住民票のある）人
- ②日本脳炎の第1期予防接種（合計3回）が終了し、第2期予防接種を受けていない人

※まだ、第1期接種がお済みでない場合は、**第1期から無料で受ける**ことができます。

岐阜市の予防接種予診票（「岐阜市母子健康手帳別冊予防接種」に  
綴ってあります。）を使用して接種を受けてください。



### 2 接種期間

**20歳の誕生日の前日まで**（20歳未満）

### 3 接種方法

- 裏面の委託医療機関で接種してください。  
※岐阜市外の医療機関で、接種を希望される人は、保健所感染症対策課にご相談ください。  
（接種前の手続きに2週間ほどかかる場合があります。）
- 医療機関に持参するもの
  - ①「**日本脳炎予防接種予診票（第2期）**」（平成28年度に中学校を通じて配布しております。）
  - ②**母子健康手帳**
  - ③**健康保険証など**、岐阜市に住所を有すること及び生年月日がわかるもの
- 保護者が同伴されない場合は、「日本脳炎予防接種予診票（第2期）」の裏面の必要事項に、記入もれがないか、確認のうえ、ご持参下さい。
- 原則、妊娠中や妊娠の可能性がある場合には接種できませんので、必ず医療機関でご確認のうえ接種してください。
- 予診票がお手元にはない場合は、保健所感染症対策課までお問い合わせください。

【注意】このお知らせは、令和4年10月現在の住民基本台帳に基づいて送付しております。  
すでに、岐阜市外へ転出されたり、第2期を終了された場合は、ご容赦ください。  
※**市外に住民票がある方は、住民登録している市区町村に詳細をお尋ねください。**

【お問い合わせ先】

岐阜市保健所感染症対策課 感染症対策係 電話：252-7187 F A X：252-1280